

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職（<u>法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）又はこれに準ずる退職をした者</p>
<p>2及び3 ……略……</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p>	<p>2及び3 ……略……</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p>

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1)及び(2) ……略……

3及び4 ……略……

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) ……略……

6～10 ……略……

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に定める退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)～(3) ……略……

2～6 ……略……

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1)及び(2) ……略……

3及び4 ……略……

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) ……略……

6～10 ……略……

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に定める退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)～(3) ……略……

2～6 ……略……

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ第9条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)～(3) ……略……

2～6 ……略……

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ第9条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)～(3) ……略……

2～6 ……略……

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。